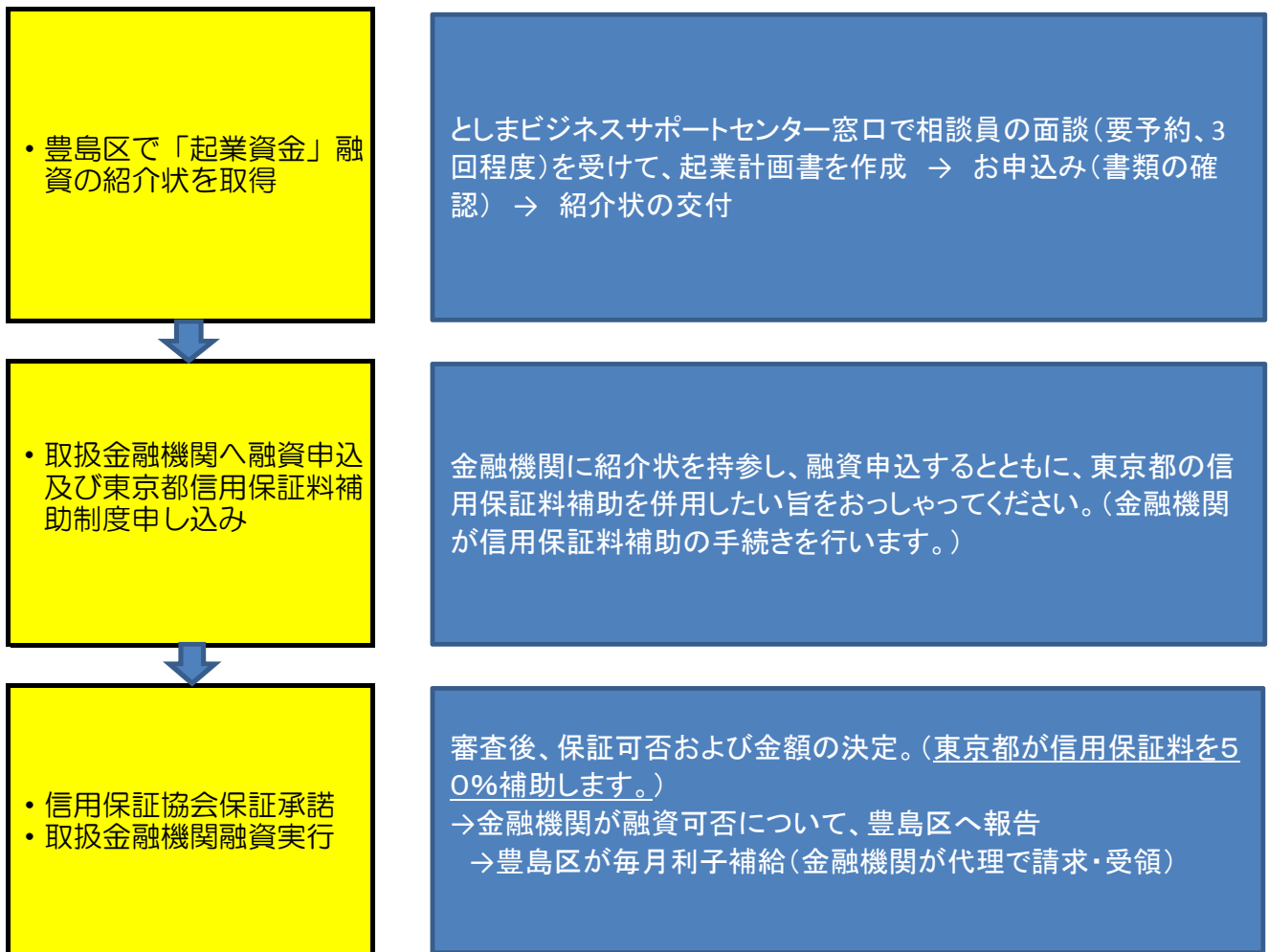


豊島区の「起業資金」融資あっせんを受けて、 東京都の「創業融資」をご利用する際の取扱いについて

豊島区の「起業融資」のあっせんを受けた方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

都の信用保証料補助制度を併用すると、保証料の50%を都が補助します。

～利子補給及び信用保証料補助の流れ～



【問い合わせ先】

区制度に関すること	： としまビジネスサポートセンター	03-5992-7022
都制度に関すること	： 東京都産業労働局金融部金融課	03-5320-4877
保証料に関すること	： 東京信用保証協会創業アシストプラザ	03-3272-2279